

特殊詐欺対策アプリに係る警察庁推奨制度について

1 制度の趣旨

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺その他の詐欺（以下「特殊詐欺等」という。）の認知件数及び被害額は極めて深刻な状況が続いているところ、AIや独自データベース等の民間事業者の最新の技術や独自のノウハウを活用した特殊詐欺等の被害防止に有効な携帯電話用アプリケーション（以下「特殊詐欺対策アプリ」という。）について、警察庁が一定の基準に適合する特殊詐欺対策アプリを「警察庁推奨アプリ」として認定し、国民に利用を推奨することで、特殊詐欺等の被害防止を推進していく。

2 警察庁推奨アプリの機能

警察庁推奨アプリに認定する特殊詐欺対策アプリは、次に掲げる機能を全て実装し、無償で提供するものとする（詳細は別紙1「警察庁推奨アプリ申請要領」参照）。

- (1) 国際電話番号に係る発着信遮断・警告（以下「発着信措置」という。）機能
※Android OSの場合は、全ての国際電話番号に対して一括して発着信措置を実施し、iOSの場合は、下記(2)及び(4)の犯行利用番号及び独自調査番号に該当する国際電話番号に対して発着信措置を実施すること。
- (2) 警察庁から提供する特殊詐欺等に利用された電話番号（犯行利用番号）に係る発着信措置機能
- (3) 警察庁が提供する特殊詐欺等に関する防犯情報等の通知機能
- (4) 民間事業者が有する最新技術や独自のノウハウを活用した特殊詐欺等の被害を防止するために有効である機能
(例1) AIを活用した特殊詐欺等の自動検知機能
(例2) 民間事業者が独自に調査した電話番号（独自調査番号）に係る発着信措置機能

3 警察庁推奨アプリの認定

- (1) 自らが開発、提供及び運用管理を予定している特殊詐欺対策アプリについて、警察庁推奨アプリの認定を受けようとする民間事業者は、別紙1「警察庁推奨アプリ申請要領」に従い、当該特殊詐欺対策アプリの提案書等必要書類を添えて警察庁に申請する。
- (2) 警察庁は、民間事業者が申請した特殊詐欺対策アプリについて、別紙2「警察庁推奨アプリ認定基準」に規定する認定基準に適合していると認める場合は、当該特殊詐欺対策アプリを警察庁推奨アプリに認定する。
- (3) 警察庁は、警察庁推奨アプリの認定に当たり、当該アプリを申請した民間事業者と情報の取扱い等所要の事項を定めた協定を締結する。

- (4) 警察庁推奨アプリの認定後に、新たな2(4)の機能を追加する場合は、民間事業者は、当該機能が別紙2「警察庁推奨アプリ認定基準」に規定する認定基準に適合しているか改めて警察庁の確認を受ける。

4 警察庁による推奨

- (1) アプリの名称に「警察庁推奨」と付し、警察庁のロゴやエンブレム等を当該アプリ内で使用することを認める。
- (2) 警察庁において、警察庁ホームページを含めた各種媒体を活用して警察庁推奨アプリの利用を推奨していく。
- (3) 警察庁ホームページにおいて、アプリの利用数のほか特殊詐欺等の被害防止に寄与した客観的・合理的な機能実績（発着信措置実施件数等の民間事業者が設定する客観的・合理的な数値等）を公表する。

5 推奨期間

協定の締結から1年とする。

ただし、期間満了の1か月前までに当事者的一方又は双方より別段の意思表示がなされない場合は、有効期間を自動的に同一条件でさらに1年間延長し、以降も同様とする。

なお、当事者のいずれかにより期間満了前に解約の要望があった場合、協定は終了する。